

■2025 年度 S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験

法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

設問 1 は、代表取締役の悪意または重過失による任務懈怠により損害を被った会社債権者に対する当該代表取締役の会社法 4 2 9 条 1 項に基づく責任を、当該会社債権者が会社と取引を行った時期が当該代表取締役の放漫経営により会社財産が毀損される前か後かに分けて検討させる問題である。

設問 2 は、取締役を辞任したが退任登記がされていない者について、会社法 4 2 9 条 1 項の責任を問うことができるかどうかを検討させる問題である。

設問 1

設問 1 は、甲社の代表取締役 A の第三者乙に対する会社法 4 2 9 条 1 項の責任について検討させる問題である。

最高裁判所の判例によれば、会社法 4 2 9 条 1 項の責任は、取締役の会社に対する任務懈怠について悪意または重過失があることが要件の一つとなる。設例において、事業拡大を A が主導し、それについて「十分な調査・検討をせず安易に」判断がされ、また会社の業績が悪化した後も A は「経営改善のための措置を特に講じることなく漫然と経営を継続した」、との事実があるから、A の任務懈怠については少なくとも重大な過失があるだろう。

また、最高裁判所の判例によれば、会社法 4 2 9 条 1 項の第三者の損害は、取締役の任務懈怠から直接生じた損害（直接損害）と間接的に生じた損害（間接損害）の双方を含むところ、設問 1 は、本件売買が A の任務懈怠の前（令和 5 年 4 月）に行われた場合（間接損害）と後（令和 6 年 4 月）に行われた場合（直接損害）に分けて検討させている。これによって直接損害と間接損害の違いを理解しているかどうかを問う。

設問 2

設問 2 は、A の任務懈怠の前に取締役を辞任していながら登記が残存していた B の第三者乙に対する責任について検討させる問題である。

仮に B が A の一連の任務懈怠の間に取締役であったとすると、A の任務懈怠を見過ごした監視義務違反があり会社法 4 2 9 条 1 項の責任が認められる可能性がある。

最高裁判所の判例によれば、取締役を辞任した者が積極的に取締役として対外的・内部的な行為をあえてしていなければ、原則として会社法 4 2 9 条 1 項の責任を負わないが、登記の残存を明示的に承諾していたような事情があれば、不実登記の効力に関する会社法 9 0 8 条 2 項を類推適用して 4 2 9 条 1 項の責任を負うものとする。この判例法理によると、B が明示的に登記の残存を承諾したどうかを場合分けして答えることが求められる。

以 上